

墨田区告示第 3 1 3 号

墨田区自転車等の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 5 9 年墨田区条例第 3 5 号）第 1 2 条第 1 項の規定により保管している放置自転車等について、同条例第 1 2 条第 2 項及び同条例施行規則第 5 条第 2 項の規定に基づき告示する。

なお、引取期限を過ぎた場合は、同条例第 1 2 条第 4 項及び墨田区撤去自転車リサイクル要綱第 4 条の規定により、当該自転車を処分する。

令和 8 年 7 月 3 日

墨田区長 山 本 亨

- 1 自転車等の種別、形態、車体番号、防犯登録番号又は標識番号、色、撤去日及び撤去場所別添「保管自転車一覧表」のとおり
- 2 保管場所
 - (1) 厩橋自転車保管所（墨田区本所一丁目 3 6 番）
押上駅、とうきょうスカイツリー駅、本所吾妻橋駅、両国駅及び
自転車等放置禁止区域外 撤去分
 - (2) 菊川自転車保管所（墨田区菊川三丁目 6 番 1 0 号）
菊川駅、森下駅及び自転車等放置禁止区域外 撤去分
 - (3) 銅像堀自転車保管所（墨田区向島五丁目 9 番）
小村井駅、鐘ヶ淵駅、京成曳舟駅、東あずま駅、東向島駅、曳舟駅、八広駅及び
自転車等放置禁止区域外 撤去分
 - (4) 江東橋自転車保管所（墨田区江東橋三丁目 1 番）
錦糸町駅及び自転車等放置禁止区域外 撤去分
- 3 返還期日及び時間
 - (1) 返還期日
令和 8 年 1 0 月 2 日まで（普通自動二輪車）
 - (2) 返還時間
午後 2 時から午後 7 時まで
- 4 撤去費用
1 0 , 0 0 0 円(普通自動二輪車)
- 5 連絡先
墨田区都市整備部土木管理課交通安全担当
電話 0 3 - 5 6 0 8 6 2 0 3（直通）

番号	種別	車種名	車体番号	標識登録	色	撤去日	撤去場所	保管所
1	普通自動二輪車			墨田区む3248	黒	2026/5/13	区域外(銅像堀)	東京都墨田区横川5丁目2-8 銅像堀自転車保管所